

平成 30 年度 国際共同ドキュメンタリー制作支援助成金交付要綱

平成 30 年 4 月 18 日

(通則)

第 1 条 一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「財団」という。）が実施する、国際共同ドキュメンタリー制作支援助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 国際共同ドキュメンタリー制作に関する経費の一部を助成することにより、札幌市内の映像制作者の海外に対する企画提案力を育成する機会を創出し、こうした機会の活用を通じて、札幌市内の映像制作者の競争力及び成長性を高め、もって本市経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第 3 条 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 札幌市内の映像制作者

次に掲げる要件すべてを満たす民間企業、または組合等（中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に定める事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会であつて、総組合員の 2 分の 1 以上が次の要件をすべて満たし、かつ当該組合に該当するもの）をいう。

ア 法人格を有する企業、組合等であること。

イ 札幌市内に事業所を有していること。

ウ 映像制作事業を営んでいること。

エ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく、参加停止措置を受けていないこと。

オ 札幌市税の滞納がないこと。

カ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更正手続きを行っている者でないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他使用人等として使用している者ではないこと。

(2) 国際共同ドキュメンタリー制作

札幌市内の映像制作者と海外の映像制作者が共同してドキュメンタリー映像を制作することをいう。

(3) トレーラー

ドキュメンタリー映像を紹介するために制作する短時間の宣伝素材のことをいう。

(助成対象)

第4条 助成金の交付対象となるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) トレーラー制作

国際ドキュメンタリー祭などで開催される企画提案会議（ピッチング・セッション）等の場において、共同制作の相手方を探すためのトレーラーを制作するもので、企画提案を行うことが具体的に計画されているもの。

(2) 本編制作

ドキュメンタリー映像の本編を制作するもので、一般に広く放映されることが決定しているもの。

(3) 政治的又は宗教的意図を有していないこと。

(4) 公序良俗に反するものでないこと。

(助成対象者)

第5条 助成を受けることのできる者（以下「助成対象者」という。）は、札幌市内の映像制作者で適正な会計管理が可能な者とする。

2 前条第2号の助成を受けることのできる者は、前条第1号に定めるトレーラー制作を行い、助成対象事業が完了し、事業実績報告書を理事長に提出した者、もしくは財団が別途実施する「国際共同制作を実現させるために必要な企画力と資金調達方法、映像ニーズ把握の習得を目指した実践的なワークショップ」に参加した者とする。

(助成対象期間)

第6条 助成対象期間は、交付決定日を開始日とし、申請のあった日の属する年度の2月末日までとする。

(助成対象経費、助成率および上限額)

第7条 助成対象経費、助成率および上限額は、次表のとおりとし、予算の範囲内で決定する。

なお、助成対象経費は、助成対象期間内に発生し、支払いが完了しているものとする。

	対象経費	助成率	上限額
トレーラー	別表のとおり	1 / 2	50 万円
本編			400 万円

(助成金の交付申請及び交付決定)

第8条 この要綱により助成金の交付を受けようとする助成対象者は、理事長が指定する期間までに、以下の各様式書類と添付資料を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 助成金対象事業者指定申請書(様式 1)
- (2) 宣誓書(様式 2)
- (3) 申請者の定款又はこれに類する規約
- (4) 申請者の直近の市税の納税証明書
- (5) 映像制作(編集作業)のスケジュール
- (6) 企画提案スケジュール (トレーラー制作申請時のみ)
- (7) 映像制作スタッフの一覧
- (8) 経費内訳書
- (9) 収支計画表
- (10) その他理事長がその都度必要と認める書類

2 理事長は、前項の申請があった場合には、別に定める審査委員会に付議し、その意見を聞いたうえで、助成金の交付決定の可否を決定するものとする。

3 理事長は、前項の規定により、助成金の交付決定の可否を決定したときは、その結果を助成金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付条件)

第9条 理事長は助成金の交付に当たり、次の条件を付すものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

ア 事業の内容を変更しようとする場合 (軽微な変更を除く)

イ 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 助成金に関する収入及び支出を明確にした帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を、助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(3) 助成金の交付を受けた年度終了後少なくとも5年間は、財団および札幌市が行う調査に協力しなければならない。

- (4) 撮影等を行う際は、関係法令を遵守するとともに、現場での安全管理に十分に留意しなければならない。
- (5) その他、理事長が助成金の交付の目的を達成するために必要と認める事項。

(クレジットタイトル)

第10条 助成事業者は、特段の事情がない限り財団の求めに応じ、助成対象事業についてのクレジットタイトル及び上映又は頒布に際して制作するポスター、チラシ、プログラム等に「札幌市映像制作助成事業」「札幌フィルムコミッション」の文言もしくはロゴ、及び「サッポロスマイルロゴ」の表記を行うこととする。

(映像制作の内容変更)

第11条 第8条第3項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、交付決定を受けた事業を変更しようとするときは、あらかじめ助成金変更交付申請書(様式3)その他理事長が必要と認める書類を添えて理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により提出された申請書等の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、助成金変更交付決定通知書により助成事業者に通知する。ただし、この場合の助成金の交付額は、第8条第3項の規定により通知した交付決定額を上回らないものとする。また、理事長は変更の内容に応じて、第8条第3項の規定により通知した交付決定額から減額を命ずることがある。

3 次の各号に該当する場合は助成金変更交付申請書(様式3)の提出を要しない。

- (1) 助成目的に変更をもたらすものではなく、より効率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合
- (2) 助成目的に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (3) 助成対象経費の項目ごとに配分された額の変更が、助成金交付決定総額の30%以下である場合

(状況報告)

第12条 理事長は必要があると認めるときは、助成事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第13条 助成事業者は、助成対象事業が完了したときは、その翌日から60日以内又は当該年度の3月15日までのいずれか早い日までに以下の書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式4)

- (2) 支出した経費の事実を証明する領収書等の書類
 - (3) 映像制作・編集時の写真等
 - (4) 映像制作(編集作業)のスケジュール
 - (5) 企画提案のスケジュール(トレーラー制作時のみ)
 - (6) 映像制作スタッフの一覧
 - (7) 経費内訳書
 - (8) 撮影等が適正に行われたことを証明する許可証の写し等の書類
 - (9) その他理事長がその都度必要と認める書類
- 2 助成事業者は、映像完成後すみやかに DVD 等電子媒体を理事長に提出しなければならない。
 - 3 助成事業者は、対象作品が放映されたときは、すみやかに放映報告書(様式5)を理事長に提出するとともに、放映後の映像の DVD 等電子媒体を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第14条 理事長は前条1項による事業実績報告書及びその他理事長が必要と認める書類の提出を受けたときは、これを審査し、その内容が正当であると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金事業確定通知書により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第15条 理事長は、前条の通知後、助成事業者からの申請により、助成金を交付するものとする。

(助成金交付に係る標準処理期間)

第16条 助成金を確定払するときの標準処理期間は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書が提出され(追加資料の提出など書類が完備し)てから助成金事業確定通知を発するまで 15営業日
 - (2) 請求書が提出され(記載の補正など書類が完備し)てから助成金の交付まで 15営業日
- 2 助成金を概算払するときの標準処理期間は、次のとおりとする。
 - (1) 助成金対象事業指定・概算交付申請書が提出され、審査委員会において助成交付候補者が決定してから概算払交付額決定通知を発するまで 15営業日
 - (2) 請求書が提出され(記載の補正など書類が完備し)てから助成金の交付まで 15営業日
 - 3 前2項の標準処理期間より遅れるときは、処理に要する期間の見込みを連絡するものとする。

(助成金の交付決定の取り消し等)

第17条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 法令若しくは本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく理事長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 不正、虚偽、その他不適正な行いがあった場合
- (3) 助成金の交付条件に従わない場合
- (4) 事業を中止し、又は廃止した場合
- (5) 申請した案件において、他の助成制度等を活用し、本助成金と重複する経費の財政的支援を受けた場合
- (6) 本編制作において、助成対象として決定され交付を受けた映像が平成35年2月末日までに放映・公開されないことが明らかになった場合。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために放映・公開が不可能となった場合で理事長が認める場合は除く。
- (7) 前6号までの規定のほか、理事長が助成金の交付について不適当と認める場合

2 理事長は、前項の規定による取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する助成金を交付している時は、期限を付して、当該助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

3 理事長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条における加算金及び延滞金についての規定に準じた年利で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(制度普及のための協力義務)

第18条 助成対象となった事業は、原則として広く一般に公表するものとする。

2 理事長が本制度の普及促進のために、説明会等を行うときは、助成事業者はこれに協力しなければならない。

(委任細則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、財団事業本部長が定める。

別表

助成金対象事業指定通知を受けた者が負担した経費

対象経費		算定基準
施設使用料・許可手数料	札幌市所有施設（貸施設・公園等）	全額
	上記以外の施設	1 / 2
人件費	札幌映像撮影コーディネーター、札幌特区通訳案内士	全額
	監督、演出、照明技師、録音技師、助手、カメラマン、デザイナー、ヘアメイク、スタイリスト、ロケーションコーディネーター、警備員、ドライバー、エキストラ、編集者、CG技術者、アニメーション制作者、音楽家等の映像制作関係者	1 / 2
謝礼費	出演者 <u>1人1日 上限 50,000 円</u>	1 / 2
機材費	機材等レンタル費、機材使用料、機材運搬費等	1 / 2
車両費	ロケバス・劇用車、制作車等レンタル費及びタクシー代等	1 / 2
宿泊費	映像制作関係者の宿泊費 <u>1人1泊 上限 15,000 円</u>	1 / 2
往復旅費	理事長が必要と認める区間の往復(片道)国内航空賃 <u>1人片道 上限 30,000 円</u>	1 / 2
	理事長が必要と認める区間の往復(片道)国際航空賃 <u>1人片道 上限 150,000 円</u>	
ローカライズ費 ※本編制作では、対象外とする	翻訳費、吹替費	1 / 2
その他経費	(1) 撮影等の為に使用した車両の燃料代・駐車代・高速代 (2) 撮影等に必要セットや足場の制作費 (3) 撮影等に係る保険料 (4) 撮影等で使用したインサート素材代 (5) 撮影等で使用した美術費(大道具、小道具、衣装) (6) 撮影された映像内で使用するライブラリー映像使用料 (7) その他理事長がその都度必要と認める費用	1 / 2

備考

- 1 算定基準中「1 / 2」を用いて算定する場合に千円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
- 2 助成額は、対象経費経費項目毎に「算定基準」を用いて算定すること。
- 3 対象経費は、要綱第8条第3項に定める助成金交付決定通知日から発生する経費とする。
- 4 対象経費は、必要かつ適切な金額と判断した経費のみ対象とする。
- 5 対象経費は、その事実を証明可能な経費のみ対象とする。
- 6 申請者の社内スタッフが本事業に従事する場合の経費も対象内とする。なお本経費は業界基準を参考に、個別に判断する。